

消 防 予 第 31 号
令和7年1月30日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防本部消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」等の改定について

2025年東京デフリンピック競技大会が開催されるにあたり、多数の外国人来訪者や障害者等が、駅・空港や競技場、旅館・ホテル等を利用することが想定されます。

消防庁では、外国人来訪者や障害者等の利用が想定される防火対象物において、利用者の様々な特性に応じた災害情報の伝達や避難誘導などの対策を促進するため、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」（以下「サイネージ指針」という。）を、それぞれ示しているところです。

先般、日本産業規格 JIS Z 8210に光警報装置（火災用）図記号がまとめられたことを踏まえ、別紙1、2のとおり、ガイドライン及びサイネージ指針を改定しましたので、消防本部における外国人や障害者等の利用が想定される施設関係者への訓練指導等の機会において、当該ガイドラインをご活用いただくとともに、当該施設における外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制の整備を推進いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

消防庁予防課設備係 明田、西田、高橋
企画調整係 奥田、辻、宮崎
電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533